

生駒市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を請求人に対して通知したので、これを公表する。

平成21年6月24日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 井 上 充 生

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

平成21年4月30日

第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに請求人の陳述時の補足説明によると、本件請求の要旨は次のとおりである。

1 請求の対象行為

認可地縁団体である A 自治会が駐車場を所有・管理し、毎年収益を上げていながら法人市民税の申告納付を行わなかったことについて、生駒市は、申告納付を指導又は法人市民税を賦課徴収すべきであったのに、それを怠った行為

2 対象行為が違法又は不当であることの理由

A 自治会は地縁団体認可申請を行い、生駒市は、平成4年1月28日付けで地縁団体を認可した（市民活動推進課）。以後、代表者変更等により生駒市市民活動推進課に提出される告示事項変更届出書に添付されている汚水処理事業会計報告によると、每期1千万円以上の駐車場利用料が収入の部に計上されていることから、A 自治会は収益事業を営んでおり、法人市民税を納付する義務がある。しかし、地縁団体を認可した生駒市市民活動推進課では法人市民税の申告指導をすべきであるのにそれを怠り、同市市民税課では、A 自治会の地縁団体を認知し法人市民税を賦課徴収すべきであるのにそれを怠っているのは、違法・不当であり、生駒市に損害を与えている。

3 求める措置内容

生駒市は、地縁団体である A 自治会に対して、法人市民税の申告指導を行い、賦課対象年度まで遡って法人市民税を適正に賦課徴収すること。

第3 請求の受理

本件請求が自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、平成21年5月19日にこれを受理した。

第4 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成21年6月1日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から陳述と補足説明がなされた。

2 監査の対象事項

本件請求書に記載された内容及び陳述時の補足説明から、生駒市が認可地縁団体である

A 自治会に対して法人市民税の申告指導をしていないこと及び法人市民税を更正・決定のうえ徴収していないことは違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実該当するかどうかについて監査の対象とした。

3 監査の対象部局等

生駒市市長公室市民活動推進課及び市民部市民税課を監査対象とし、必要な資料の提出を求めるとともに、市民活動推進課長、同課自治振興係長、市民部長、市民税課長、同課課長補佐の出席を求め、平成21年6月1日及び同月8日に事情聴取を行った。

第5 監査の結果

本件請求については、次のとおり決定した。

なお、監査委員には、自治法第198条の3第2項の規定により、守秘義務が課せられているので、以下においては守秘義務に違反しない限度で監査過程での確認事項を記載するにとどめる。

1 事実関係の確認

本件請求書及び提出された事実証明書並びに関係職員及び関係人の事情聴取及び提出された資料に基づき、次のとおり事実を確認した。

(1) 地縁団体認可について

A 自治会は、自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成4年1月20日付けで、保有予定資産目録等の必要書類を添付のうえ地縁団体認可申請書を提出している。

生駒市は、同月28日付けで、これを認可し、自治法第260条の2第10項の規定に基づき告示している。

告示事項に変更があった場合は、自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第20条第1項の規定により、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添え、市町村の長に対して届出を行うものとされていることから、A 自治会は、この規定に基づき、規約の変更、代表者の変更等があった場合に、生駒市に対して、議事録等必要書類を添付したうえで告示事項変更届出書を提出している。

告示事項変更届出書は、認可以後、ほぼ2年毎に提出されており、添付されている会計報告では、収入として汚水利用料、駐車場利用料等、支出として汚水処理費維持費、汚水処理費定期補修費等が計上されている。

(2) A 自治会の法人市民税の状況について

認可地縁団体である A 自治会は、自治法第260条の2第16項、同条第17項、及び地方税法（昭和25年法律第226号）第294条の規定により、公益法人等に該当し、さらに地方税法第296条第1項第2号に規定する非課税法人に当たらないことから、法人市民税の納税義務者となる。地縁による団体は営利活動を目的とする

ものではないものの、地域的な共同活動に資するため収益活動を行い得るが、この収益事業に対しては法人税、法人市民税等の課税関係が生じるものである。

A 自治会では、当該自治会で保有する土地を駐車場として管理している。しかしながら、市民税課では、認可地縁団体である A 自治会の会計処理状況や法人市民税の申告の要否を含む申告の妥当性等についての十分な調査を行っていなかった。

2 判断

(1) 認可地縁団体への指導を怠ったとの主張について

地縁による団体とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体」（自治法第260条の2第1項）であり、いわゆる自治会、町内会等の地域的な共同活動をおこなっている団体である。

自治法第260条の2の規定は、地縁による団体に法律上権利能力を付与するための法的措置であり、同条第1項において、市町村長の認可は、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」のものと規定されている。また、市町村長の認可を受けたときは、「その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」と規定しており、法律上の権利義務の主体となることを意味し、認可を受けた地縁による団体は法人格を有することとなる。

地縁団体認可申請に必要な書類としては、自治法施行規則第18条に定められており、規約、構成員名簿、認可申請をすることを総会で議決したことを証する書類、保有（予定）資産目録等であり、認可した場合の告示事項は、同規則第19条で規定されており、名称、規約に定める目的、区域、代表者の氏名及び住所等である。また、自治法第260条の2第14項の規定により、市町村長はその認可を取り消すことができるが、要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときとされている。つまり、この認可事務は、市町村長が、法律上の要件に適合しているかどうかを公に証明するといった性格の事務であって、認可に当たって市町村長が裁量を行うという余地はなく、法人登記にかわるものと考えられる。

また、この認可の申請は、あくまで当該団体の自主的な判断により行われるものであること（平成3年4月2日自治行第37号自治事務次官通知）、市町村長は認可を受けた団体に対して一般的監督権限を有しないとされていること（平成3年4月2日自治行第38号自治省行政課長通知）から、住民により任意的に組織された団体であるという地縁による団体の性格に鑑み、公的な関与をできるだけ少なくすることが適当であるとして考えられるのであり、市が認可した地縁団体であるという理由で、その法人業務について監督・指導を行う権限はない。

(2) 法人市民税の更正・決定を怠ったとの主張について

法人市民税は、地域社会の費用について、地域社会の構成員である法人にも個人と同様広く負担を求めるために課される税で、均等割と法人税割から構成されている。均等割は、均等の額によって課する市民税をいい、その税率は地方税法第312条第1項に定められている。法人税割は法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として課する市民税をいい、その税率は地方税法第314条の4に定められている。

地方税法第294条の規定により、公益法人等のうち自治法第260条の2の認可を受けた地縁による団体については、収益事業を営まない者は、均等割額のみ課税となり、収益事業を営む者は、均等割額及び法人税割額の合算額が、事務所又は事業所所在の市

町村において課税されることとなる。

また、法人市民税は、地方税法第321条の8の規定により、申告納付をすることとなっている。つまり、納税義務者である法人等が自ら自己の課税標準及び税額を算出し、その内容を申告するとともに、その税額を納付するものである。

このように、申告納付の手続を採用している法人市民税では、納付すべき税額は法人等の申告によって確定するのが原則である。

しかし、その申告内容が課税庁で調査した結果と異なる場合は、課税の公平を図るため、その内容を更正する必要がある。法人市民税の申告書の提出があった場合において、当該地方公共団体の長は、地方税法第321条の11第1項の規定に基づき、その調査によって確定法人税額と法人市民税の納税申告書に記載された法人税額又はこれらを課税標準として算定した法人税割額が異なることを発見した場合等において、法人市民税額を更正することができる。

また、法人市民税の申告書が提出されなかった場合は、当該地方公共団体の長は、地方税法第321条の11第2項の規定に基づき、その調査によって、申告すべき確定法人税額又は確定個別帰属法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定することができる。

しかしながら、法人税割は、法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準としており、この法人税額とは、法人税における納税申告や更正・決定によって確定された法人税額又は個別帰属法人税額であることから、法人市民税においては、確定法人税額又は確定個別帰属法人税額そのものを、市において独自に計算し、増額又は減額して更正し、又は決定することができないとされている（地方税法の施行に関する取扱について（市町村関係）昭和29年5月13日自乙市発第22号自治庁次長通達）。ただし、均等割のみ課税される法人等に対する均等割額の決定は、確定法人税額とは無関係であるため、市において独自の更正・決定ができるものである。

均等割については、生駒市では、生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）第47条第1項第5号の規定に基づき、生駒市税減免取扱要綱第6条において法人等の市民税の均等割の減免が規定されている。自治法第260条の2の認可を受けた地縁による団体については、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条（収益事業の範囲）に定める事業で収益事業を行うものを除き、納税義務者からの減免申請に基づき、均等割額の全額免除となる。

以上のことを本件についてみると、A 自治会は、認可地縁団体であり、地方税法第294条等の規定による公益法人等に該当し、法人市民税の納税義務者であることから、市としては、必要に応じ、その申告内容を調査し、更正又は決定することとなる。ただし、法人税割は、法人税における納税申告や更正・決定によって確定された法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準としていることから、市において法人税額等を独自に調査し更正・決定することはできないが、均等割については、市はその調査によって、独自に更正・決定ができるものである。また、調査の結果、収益事業を営まない認可地縁団体として生駒市税減免取扱要綱第6条に基づく均等割減免対象であることが判明した場合には、法及び条例に則った減免手続をとることによって、課税の透明性が確保されると考えられる。

本件においては、法人市民税に関する調査などが不十分であると認められることから、その範囲内において本件監査請求は理由があると認められ、生駒市長に対し、6か月以内に、A 自治会の法人市民税について、調査のうえ適正な処理を行うことを勧

告する。

なお、先にも述べたとおり、監査委員には、自治法第198条の3第2項の規定により、守秘義務が課せられているので、監査過程での詳細な確認事項を記載することは差し控えた。

以上